

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月5日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	執行機関名 忍野村長
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	山梨県	
3. 市区町村名	忍野村	
4. 届出番号	1	子どもの医療費助成に関する事務
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.vill.oshino.lg.jp/bunrui/somu_ka/	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	忍野村子ども医療費助成に関する条例(平成20年忍野村条例第6号)に基づくことも医療費助成事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		忍野村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第1の項 忍野村子ども医療費助成に関する条例(平成20年忍野村条例第6号)に基づくことも医療費助成事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	忍野村子ども医療費助成に関する条例(平成20年忍野村条例第6号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 全て <u>児童</u> は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に <u>養育</u> されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の <u>健やかな成長</u> 及び発達並びにその自立が図られることその他の <u>福祉</u> を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、 <u>子ども</u> にかかる医療費の一部を助成することにより、子ども <u>保健</u> の向上に寄与するとともに <u>児童福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		忍野村子ども医療費助成に関する条例(平成20年忍野村条例第6号) 忍野村子ども医療費助成に関する条例施行規則(平成20年忍野村規則第1号)